

(二) 医療機器製造販売の場合

<b>動物用医療機器製造販売届出書</b>	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
住所	
氏名	( 法人にあっては、名称 及び代表者の氏名 )
	印
<p>薬事法第14条の9第1項の規定により動物用医療機器製造販売品目を下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 製造業者又は認定外国製造業者の氏名又は名称及び住所</li><li>2 製造業者の許可年月日及び許可番号又は認定外国製造業者の認定年月日及び認定番号</li><li>3 製造業者の許可の区分又は認定外国製造業者の認定の区分</li><li>4 製造販売しようとする品目</li><li>5 滅菌条件等</li><li>6 参考事項</li></ol>	

(日本工業規格A4)

備 考

- 1 製造業者の許可の区分又は認定外国製造業者の認定の区分の欄には、製造業者にあつては第12条第3項各号のいずれに該当するかを、認定外国製造業者にあつては第21条第3項各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 2 記の1、2及び3は、製造販売しようとする品目に係るすべての製造業者及び認定外国製造業者について記載すること。
- 3 製造販売しようとする品目の欄には、販売名及び一般的名称を記載すること。
- 4 届出書は、正副2通を提出すること。
- 5 製造販売しようとする品目について、その概要、形状が確認できる写真や図及び当該品目の添付文書並びに当該品目に係る製造販売業者の許可証の写しを添付すること。